

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年 4月 10日～ 10年 4月 9日までの 5年間

2. 内容

<目標1>

育休休業を取得しやすくするための環境を整備。

令和5年4月 育児休業に関する規定を整備する。
令和5年4月 両立に関する相談窓口を設置し、全社員に対して周知する。

<目標2>

育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

令和5年4月 全社員に対して、育児休業制度及び取得促進方針を配布。「育休復帰支援プラン」や両立支援制度について周知する。
令和5年4月 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」の策定を開始する。

以上